

2023年11月13日

厚生労働大臣 武見 敬三 様

キャバ&アルバイトユニオンOWLs
共同代表 田中 みちこ

キャバクラ等で働く労働者の権利保障を求める要請書

日頃から、労働行政の推進にご尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、私たちOWLsは「キャバクラ」等で働く労働者に対する深刻な権利侵害の実態を広く明らかにするため、インターネットを活用したアンケート調査を実施しました。

その結果、後記に掲げた事例に代表される重大かつ多様な法令違反の横行していることが明らかになりました。

こうした事例は、これまでも労働基準監督署に対して申告や情報提供を行ってきましたが、実態が十分に調査されないまま、証拠がないとされたり、「個人事業主」として扱われたりして受けつけてもらえない場合も少なくなく、長い間、放置されてきたと言っても過言ではありません。

「キャバクラ」等において、労働者の最低基準を定めた「労働基準法」が守られていない「無権利状態」をこれ以上放置することなく、その労働条件や職場環境を速やかに改善するため、以下の通り要望します。

1. 労働行政の推進にあたり、「キャバクラ」等について、法令遵守を厳しく指導する分野と位置づけ、集中的な対策を講じてください。
2. 「キャバクラ」等を対象とし、法令違反をはじめとする権利侵害の実態を把握し、業界全体に対する要請を行ってください。
3. 「キャバクラ」等を営む事業者がとくに遵守すべき事項をまとめた指針の作成し、周知徹底してください。
4. 風営法の許可基準に「労働基準法の条項の遵守すること」を盛り込んでください。その上で、営業許可を所管する警察機関との通報制度を設けてください。また、悪質な事案にたいしては、警察機関と共同して監督指導を行ってください。
5. 申告の受付にあたっては、過度の証拠の提出を求めるなど消極的な姿勢をあらため、権利侵害を受けている申告者に寄り添った対応を図ってください。

以上